

岡崎市都市政策部建築指導課からのお願い！

リフォームをされる方へ



リフォーム（改修）をされる際は、**建築士等**へご相談ください。

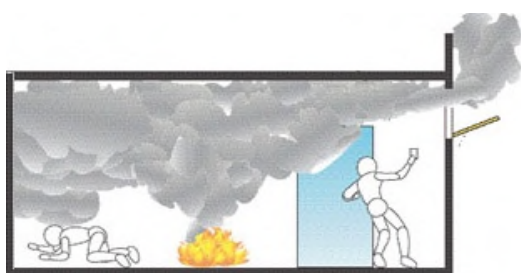
防火戸は大丈夫ですか

階段室と各階の廊下（部屋）との間の扉は、防火戸（常時閉まっているもの、または煙に感知して閉まるもの）として、それぞれを（縦穴）区画しなければなりません。リフォーム（改修）により、必要な防火戸が取り外されてしまったり、防火性能でない木製やガラス製の扉に交換をしないようご注意ください。

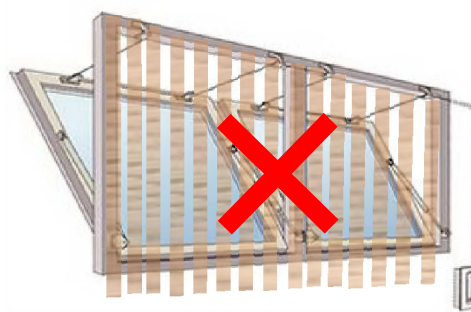


排煙窓（設備）は大丈夫ですか

排煙窓（設備）とは、火災が起きた時発生する煙やガスを屋外に排出するための窓などで、部屋や廊下に設置しなければなりません。排煙窓（設備）に不備があると、火災の際に煙やガスが充満してしまい、死亡事故につながることもあります。また、窓が格子や物品で覆われたり、間仕切り壁の変更により適法でなくなる可能性がありますので、ご注意ください。



排煙設備



排煙窓に格子や物品覆われてないこと

ルール違反になると

法令に違反している建築物は、**所有者自らの責任で直さなければいけません。**
（違反建築物の所有者等には、厳しい処分や法的な罰則が科せられる場合があります。）

○建築基準法に関する相談
建築指導課建築審査係
Tel 0564-23-6332

○改善に関する相談
建築指導課監察指導係
Tel 0564-23-6816